

競技注意事項（大会申合わせ事項）

1. 競技規則について

2016 IPC Athletics 競技規則 2016-2017、並びに本大会申合わせ事項により実施する。

2. 練習について

(1) 6月3日(金)

- ・トラック練習：補助競技場(車いす競技者は1～4レーン、立位競技者は5～8レーン)
- ・フィールド練習：補助競技場(跳躍および砲丸のみ使用可、投てき台固定装置は使用不可)
- ・練習時間：13:00～16:00

(2) 6月4日(土)～5日(日)

- ・トラック練習(補助競技場及びバックスタンド下の屋内練習場を使用すること)
 - ・フィールド練習(補助競技場で跳躍と砲丸投のみ使用可:車いす固定装置は使用不可)
- ※ その他、競技場使用については、係員の指示に従うこと。

3. 競技用靴について(競技規則 6 条 2・3・4・5・6 参照)

競技場は全天候舗装であり、スパイクの数は11本以内で、長さは9mm以内とする。

ただし、やり投・走高跳の場合は12mm以内とする。

スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は4mm四方の定規に適合すること。

4. 競技者の招集方法について

(1) 招集所は本競技場第4ゲート付近に設ける。

(2) 招集の方法は、下記の招集開始時刻に招集所に集合し、審判員からチェックを受ける。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の30分前	15分前
フィールド競技	競技開始時刻の40分前	30分前

(3) 招集所では胸・背・腰のナンバーカード、スパイク、衣類・バックなどの商標の確認とチェックを受ける。

また、携帯電話等、競技規則7条3(b)に関わる機器は競技場内に持ち込むことはできない。

(4) 棄権する場合は、直ちに棄権届を大会受付(TIC)に提出すること。棄権届が提出されず、招集時刻に遅れた場合は、当該種目を棄権したものとして処理する。この場合は、次の種目からの出場はできないものとする。(競技規則5条3)

(5) リレーのオーダー用紙は、招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。

5. ナンバーカードについて

- (1)ナンバーカードは、2枚配布する。(胸・背用)(競技規則 6 条 7・8 を厳守)
- (2)ナンバーカードは、交付された大きさのまま付けること。走高跳は胸・背いずれかに付けるだけでよい。
車いす競技者は、背用を車いすまたは投てき台の後部に付ける。また、車いす競技者にはヘルメット用のナンバーカードも配布するので前面に付けること。
- (3)トラック種目では、配布した腰ナンバーカードを指示された腰に確実に付けること。(車いす競技者はヘルメット側面に付けること)。

6. 競技について

- (1)トラック競技はすべて写真判定装置を使用する。
- (2)トラック競技においてはIPC Athletics競技規則17条のとおり、1回目の不正出発で失格となることを充分理解しておくこと。
- (3)**T60の400mまでのスタートにおいては「スタート刺激システム」を使用し、一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会が定めるスターター動作で行われる。**
- (4)風速を計測する種目においては、風が追い風2mを超えた場合は未公認記録となり、参考記録とする。
- (5)トラック競技のレーン順は、プログラム記載順による。
- (6)Raza ポイントシステムは使用しない。

7. 競技場への入退場について

- (1)招集所からの競技場への入場および競技終了後の退場は、競技役員の指示による。
退場はフィールド種目も含め全員ミックスゾーン(フィニッシュ横付近)を通過すること。
- (2)競技場への入館は AD カード携行者のみとする。

8. 更衣室及び選手控え所

- (1)選手更衣室は、本競技場メインスタンド1階に用意されている。
- (2)更衣室内のシャワー室も使用可能である。
- (3)貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。

9. 表彰について

- (1)男女別種目別に1位、2位、3位の選手にメダルを授与する。ただし、参加申込者が2名までの種目は1位のみ、3名の種目は2位までにメダルを授与する。(マイナス1システムを使用。)オープン種目にはメダルは授与しない。
- (2)希望者に記録証を発行する。

10. ドーピング・コントロールテスト

IPC 規則に従い実施する。ドーピング・コントロールテストを指示された競技者は、ドーピング検査員の指示に従ってテストを受ける。

テストを受ける競技者は、付き添いを付ける事ができるので、希望する競技者は連絡先(携帯電話など)を事前に準備しておくこと。

11. 競技方法について

- (1) T11、T12 クラスの走幅跳及び三段跳においては、1m×助走路幅に白色で記した区域を踏み切りエリアとする。その位置は、走幅跳の場合は着地区域から1mの位置に最先端を設置する(状況により踏切位置を調整することがある)。
三段跳の踏み切りエリアは、T11 クラスは 9m、T12 及び T13 クラスについては 11mを原則とするが競技役員と競技者が協議のうえ最終決定する。
- (2) T11、T12クラスで競技者とガイドランナーは、ガイドランナー交代時とフィニッシュ直前10mを除き、常にガイドロープ(1m以内)でつながっていないとしない。違反した場合は失格となる。
- (3) T11、T12 クラスのガイドランナーが競技者の推進を助けるような助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置した場合はガイドランナーによる違反として、競技者は失格となる。
- (4) T11、T12 クラスの跳躍競技出場者及び、F11、F12 クラスの投てき競技出場者はアシスタントを同行させることができる。T11 クラスの跳躍は 2 名以内、それ以外は 1 名。アシスタントはルール上支障がない限りその競技者を誘導することができるが、競技成立以前にそのエリア内(砲丸投や円盤投の場合は「サークル」、やり投の場合は「助走路」とその角度線の内側、走幅跳・三段跳の場合は「砂場」)に侵入し、選手を誘導した場合はコーラー・ガイドによる違反となり、競技者の試技は無効試技となる。
- (5) T11、F11 クラスの競技は、完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品を着用して競技しなければならない。このルールの主旨から、眼鏡使用時の隙間は認められない。それらの検査は招集時に行う。
- (6) 車いす使用者の競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。
- (7) 競走競技に使用する車いすの検査は招集時に行う。
- (8) 投てき競技に使用する車いす(投てき台)の検査は招集時に行う。
- (9) F31～F33 及び F51～F54 クラスの競技者は、投てき競技にアシスタントを同行させることができる。
アシスタントは競技者の投てき台設置及び投てき台への移動の補助はできるが、試技中は競技エリアから離れなければならない。
- (10) T20、T35-38、T42-47 の走幅跳及び三段跳に参加する競技者は、招集時に助走路に置くマーカースの位置を示す指定の書式を提出することにより、競技役員が競技者に代わりマーカースを設置することができる。これはやり投にも適用する。

- (11) T12、T20、T35-38、T42-47 の競技者は、招集時にスターティングブロックの位置を示す指定の書式を提出することにより、競技役員が競技者に代わりスターティングブロックを設置することができる。
- (12) アシスタント及びガイドランナーは主催者が用意したオレンジ色のビブスを着用すること。ビブスは招集時に競技者の確認後、配布する。
- (13) 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については、競技役員と選手が協議のうえ、決定する。
- (14) 立位のフィールド競技において、後半 3 回の試技順は前半 3 回までの試技で記録した成績の低い順とするが、いくつかのクラスにより同時進行する場合は、クラスごとに試技順の変更を行う。
- (15) 座位競技者の投てきは 6 連投とする。
- (16) 抗議は、競技規則第 4 章に従って定められた時間(大型スクリーン表示時刻を基準とする)内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。審判長が再度検討し、担当総務員を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金(2 万円)を添え、担当総務員を通じて Jury に申し立てを行うこと。

12. 競技用用具

- (1) 競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、投てき台は個人所有のものを使用できる。また、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、ガイドロープについては各自が用意すること。
- (2) 投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用するが、競技場備え付け投てき用具リストにないものは、IAAF 認証品で検査に合格したものに限り持ち込みを認める。持ち込み希望者は当該種目の競技開始 60 分前までに競技場内招集所脇に持参し公式計測員の検査を受けること。ただし、検査に合格した用具は一括借り上げとし、参加競技者で共有できるものとする。競技終了後に用器具庫 1 で返却するので受け取ること。
- (3) 跳躍種目とやり投で、助走路に使用できるマーカーは、主催者が用意したマーカーを 2 個まで置くことができる。サークルを使用する投てき種目は 1 個置くことができる。個人の所有物は使用できない。

13. 一般注意事項

- (1) 衣類に関わる規則は IPC 承認競技会における広告規程に準じる。
- (2) 座位の投てき種目における服装(下衣)は、身体に密着していなければならない(スパッツなど)
- (3) 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。
- (4) 競技場での疾病・傷害等の応急処置は主催者が行うが、以後の責任は負わない。
- (5) 届けられた遺失物については大会受付で保管する。保管期間は 6 月 5 日競技終了までとする。
- (6) スタンドを含み競技場内での応援用のぼり、旗等の掲出・展示は認めない。

(7) 競技場での車いす及び補装具には製造会社のロゴを以下の通り使用することが出来る。

- ・車いすは3つの器具(フレームと大輪2つ)とみなしそれぞれに1か所
- ・補装具(義手及び義足)は1つの器具とみなし1か所
- ・投てき台は1つの器具とみなし1か所
- ・サイズは販売時に製品についている範囲内とする

14. その他

(1) 各種目の世界記録およびアジア記録については、平成28年5月15日時点でIPC-Athleticsのウェブサイトに掲載されている記録を引用したものである。

(2) プログラムに誤記がある場合は、すみやかに大会受付(TIC)に申し出ること(訂正用紙は受付に置く)。

(3) 競技場の環境美化に協力する事。各自出したゴミは持ち帰ること。